

# 第28回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

## 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

## 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cave.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

**株式会社ケイブ**

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年6月1日)  
(至 2022年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年6月1日残高	1,094,684	71,299	△305,543	△47,242	813,197
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△39,190	—	△39,190
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,094,684	71,299	△344,734	△47,242	774,006
連結会計年度変動額					
新株の発行	295,165	295,165	—	—	590,331
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	△936,992	—	△936,992
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(増額)	—	—	—	—	—
連結会計年度変動額合計	295,165	295,165	△936,992	—	△343,323
2022年5月31日残高	1,389,850	366,464	△1,281,727	△47,242	427,344

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
2021年6月1日残高	1,000	1,000	217,791	27,703	1,059,693
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△39,190
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000	1,000	217,791	27,703	1,020,502
連結会計年度変動額					
新株の発行	—	—	—	—	590,331
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	—	—	△936,992
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(増額)	4,121	4,121	347,300	△1,507	349,913
連結会計年度変動額合計	4,121	4,121	347,300	△1,507	3,252
2022年5月31日残高	5,121	5,121	565,091	26,195	1,023,754

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社capable

凱樂數位股份有限公司

FIVESTAR BANK株式会社

なお、FIVESTAR BANK株式会社については、新規設立に伴い連結子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社に含まれることとなりました。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 2社

主要な会社等の名称

スマートフォンゲーム製作委員会(名称未定)

株式会社モッド

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称

主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称

該当事項はありません。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

該当事項はありません。

### 3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

投資有価証券及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

商 品……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産以外）

定額法を採用しております。

ただし、工具、器具及び備品については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 1年～15年

工具、器具及び備品 2年～8年

②無形固定資産（リース資産以外）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年から5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年です。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として計上しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、ゲーム事業及び動画配信関連事業の2事業を主要な事業としております。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。

##### ①ゲーム事業「ゴシックは魔法乙女～さっさと契約しなさい！～」

当社グループは、モバイルオンラインゲーム「ゴシックは魔法乙女～さっさと契約しなさい！～」を運営しております。顧客との契約における履行義務は、キャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持することであると判断しております。そのため、ユーザーがゲーム内通貨である「聖霊石」を消費して入手したキャラクター等の見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

##### ②動画配信関連事業「DtoC事業であるEC事業」

当社グループは、YouTubeやライブ配信プラットフォームを利用した「DtoC事業」であるEC事業を運営しております。顧客との契約における履行義務は、商材を顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(収益の認識時点)

ゲーム事業において従来はアイテムに交換できるポイントを顧客が行使した時点で収益認識しておりましたが、顧客のアイテム交換後の見積り利用期間に基づいて収益認識する方法に変更しております。

(取引価格の配分)

従来アイテムに交換できる有償ポイントの購入に係る購入金額を、有償ポイントが消費された時点で収益認識しておりましたが、収益認識会計基準等の適用に伴い、有償ポイントと有償ポイントの購入時に付与される無償ポイントに取引価格を配分することとしました。これは、有償ポイントと無償ポイントが等価であるという判断によるものです。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用により、2022年5月期の期首残高については、契約負債は39,190千円増加し、利益剰余金は39,190千円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

(ソフトウェア仮勘定の減損)

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

ソフトウェア仮勘定 34,541千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループのソフトウェア仮勘定は、主に自社開発ゲームに係る開発費のうち、将来の収益獲得が確実と認められるものを資産計上しております。減損の兆候が識別された場合には、タイトルごとの収益計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、主に既存タイトルの課金ユーザー数及び1人当たり課金額であります。

割引前将来キャッシュ・フローについて、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

## (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

資金決済に関する法律に基づく発行保証金として、差入保証金11,561千円を供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 110,570千円

## (連結損益計算書に関する注記)

### 1. 研究開発費

販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、143,277千円であります。

### 2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(減損損失の金額)

場所	場所	種類	金額
動画配信関連事業資産	東京都目黒区	建物	3,846千円
		ソフトウェア	120,455千円
	台湾台北市	建物	89千円
		工具、器具及び備品	197千円
合計			124,589千円

当社は、動画配信関連事業資産については、サービス毎に一つの資産グループとしております。これらについては、収益性の低下による減損の兆候が見られたため、資産グループの帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その内訳は、建物3,846千円、ソフトウェア120,455千円であります。

また、当社の連結子会社である凱樂數位股份有限公司 (Cave Interactive Taiwan Co., Ltd.) は、解散及び清算の決議に至ったことから、帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その内訳は、建物89千円、工具、器具及び備品197千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来の収益の不確実性を考慮して、回収可能価額は零と算定しております。

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	5,277,900株	650,100株	一株	5,928,000株

(注)増加数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使による新株式の発行による増加 100株  
第三者割当増資に伴う新株式の発行による増加 650,000株

## 2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	47,227株	一株	一株	47,227株

## 3. 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

目的となる株式の種類及び数

(単位：千円)

区分	内訳	目的となる株式	目的となる株式の数				当連結会計年度末 残高
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
当社	第23回新株予約権	普通株式	500,000株	—	250,000株	250,000株	250千円
	第24回ストック・オプションとしての 新株予約権		150,000株	—	75,000株	75,000株	30,900千円
	第25回ストック・オプションとしての 新株予約権		200,000株	—	—	200,000株	139,600千円
	第26回ストック・オプションとしての 新株予約権		100,000株	—	—	100,000株	45,200千円
	第27回ストック・オプションとしての 新株予約権		375,000株	—	—	375,000株	348,375千円
	第28回ストック・オプションとしての 新株予約権		50,000株	—	—	50,000株	100千円
	第29回第三者割当としての 新株予約権		—	500,000株	500,000株	—	—
	第30回第三者割当としての 新株予約権		—	200,000株	200,000株	—	—
	第31回第三者割当としての 新株予約権		—	200,000株	200,000株	—	—
連結子会社	第1回ストック・オプションとしての 新株予約権		41,666株	—	—	41,666株	666千円

合計	1,416,666株	900,000株	1,225,000株	1,091,666株	565,091千円
----	------------	----------	------------	------------	-----------

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としております。

関係会社貸付金は、定期的に回収先の財務状況等を把握しております。

敷金は、本社等の賃貸借契約に伴うものであります。その差入先に対する信用リスクについては賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

短期借入金及び長期借入金は、主として開発に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、重要性に乏しいのでヘッジ手段は講じておりません。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。償還日は決済日後、最長で5年以内であります。

営業債務である未払金は、主として2ヶ月以内の支払期日であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 敷金	15,414	15,414	—
資産計	15,414	15,414	—
(2) リース債務	(6,508)	(6,508)	—
(3) 長期借入金	(140,000)	(138,318)	1,681
負債計	(146,508)	(144,826)	1,681

（\*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

- （注1）①「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ②「売掛金」、「未収入金」、「関係会社短期貸付金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ③「短期借入金」、「未払金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### （注2）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	28,444

市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。

### （注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
敷金		15,414		

## (注4) 金銭債務の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
リース債務	3,101	3,406		
長期借入金		110,005	29,995	

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年5月31日）

該当事項はありません。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年5月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金		15,414		15,414
リース債務		6,508		6,508
長期借入金		138,318		138,318

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該敷金の元金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております

## 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### (収益認識関係)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	ゲーム事業	動画配信関連 事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	718,728	690,642	1,409,370	—	1,409,370
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	718,728	690,642	1,409,370	—	1,409,370
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	718,728	690,642	1,409,370	—	1,409,370

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 3. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	119,329千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	74,832千円
契約負債（期首残高）	61,536千円
契約負債（期末残高）	60,013千円

契約負債は、アイテム課金に係る顧客からの前受金等であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、61,536千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 73円54銭  |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 167円93銭 |

算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

(単位：千円)

項目	当連結会計年度末 2022年5月31日
連結貸借対照表の純資産の部の合計額	1,023,754
普通株式に係る純資産額	432,466
差額の主な内容	565,091
新株予約権	
普通株式の発行済株式数（株）	5,928,000
普通株式の自己株式数（株）	47,227
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	5,880,773

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎

(単位：千円)

項目	当連結会計年度 自 2021年6月1日 至 2022年5月31日
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純損失	936,992
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失	936,992
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	—
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数(株)	5,579,810

## (重要な後発事象に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、2022年6月3日開催の取締役会において、株式会社でらゲーの全株式を取得し、子会社化することについて2022年8月開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしました。

### 1. 企業結合の概要

#### ①被取得企業の概要

被取得企業の名称 株式会社でらゲー

事業の内容

1. 電子を応用したゲーム機器及び玩具の企画、開発、製造、販売、輸出入及び賃貸
2. インターネット電話回線等の通信網を利用した、コンピューターソフトウェア及びコンテンツの企画、開発、製造、販売。輸出入及び賃貸
3. コンピューターゲームソフトウェア、コンピューターグラフィックの企画及び製作

#### ②企業結合を行う主な理由

株式会社でらゲーは、「面白いゲームで世界に驚きと満足をお届ける」を経営理念として掲げ、ゲーム制作事業を中核事業とし、ゲーム制作を熟知した少数精鋭のスタッフとクオリティに妥協しないスタイルで新しいゲームを制作し続け、業界をリードするエンターテイメント企業であります。また多数の卓越したクリエイターを擁し、2013年のリリース以来、世界累計利用者数5,500万人を達成したスマートフォンゲーム「モンスターストライク」の開発、運営に携わったスマートフォンゲームの制作において優れた実績がある国内屈指のゲーム制作会社であります。この度、株式会社でらゲーの全株式を取得することにより、当社が創業以来、様々なゲームジャンルにおいて培ってきたゲーム開発における技術と知見をトップレベルのクリエイティブ集団である株式会社でらゲーが有する企画力、クリエイティブ力、技術力と融合することができ、スマートフォンゲーム開発運営におけるシナジー効果や今後の成長戦略を推進するための投資拡大を通じて当社グループの業績に大きなインパクトを与え、企業業績を大幅に増加させ、ひいては当社グループの株主価値の最大化に資するものであると考えております。

③企業結合日

2022年9月1日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤企業結合後の企業の名称

変更はありません。

⑥取得する議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金） 50億円

取得原価 50億円

3. アドバイザリー他に対する報酬・手数料等（概算額）

22,429千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

6. 支払資金の調達及び支払方法

自己資金及び銀行からの借入による充当を予定しております。

## (ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2022年6月3日開催の取締役会において、会社法第236条及び第240条の規定に基づき、割当日である2022年9月3日において当社子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員並びに外部協力者に対し、ストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、2022年8月開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしました。

### 1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、2022年6月3日開催の取締役会において、株式会社でらゲーが発行する全ての株式を取得し、子会社化することについて2022年8月開催の定時株主総会に付議することを決議いたしました。それにともない、当社グループにおける中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、業績拡大に対する意欲や士気を高めることを目的として、割当日である2022年9月3日において当社子会社である株式会社でらゲーの取締役及び従業員並びに外部協力者に対して、有償にて新株予約権を発行することについて、同様に定時株主総会に付議するものであります。株式会社でらゲーの売上規模や知名度は当社よりも高く、トップセールスを生み出している株式会社でらゲーの取締役及び従業員並びに外部協力者に対して、業績達成、企業価値向上のインセンティブを最大限に発揮するためには、本新株予約権を発行する必要があると考えております。

### 2. 発行要領

#### (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ケイブ 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
------------------	---

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は1,170,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 割当株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割、無償割当て又は併合(以下、「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ割当株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、割当株式数は適切に調整されるものとする。</p> <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」第1項に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>調整後割当株式数＝<math display="block">\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math></p> <p>4. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
------------------------	--

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 行使価額は、金871円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$
	<p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 株式の分割により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。</p>

③ 本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後発行価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は無償割当の場合は効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{行使後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額から差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。</p> <p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項(2)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満少数第2位まで算出し、少数第2位を四捨五入する。</p> <p>③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,030,770,000円</p> <p>(注) 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格          本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金          本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2022年9月3日から2032年9月2日までの期間とする。          但し、新株予約権の取得事由に従って、当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所          株式会社ケイブ 経営企画部          東京都目黒区上目黒二丁目1番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所          該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所          株式会社みずほ銀行 飯田橋支店          東京都新宿区下宮比町2丁目1番</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1. 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも下記に掲げる条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>2022年9月3日から10年以内に5営業日連続で、金融商品取引所における当社の普通株式の取引終値に基づいて算出した時価総額が100億円以上となった場合。</p> <p>2. 上記1.に拘わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。</p> <p>3. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の法定相続人（当該新株予約権者の配 偶者又は一親等内の親族1名に限り、以下「権利承継人」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継人が死亡した場合、権利承継人の相続人は新株予約権を相続できない。</p>

新株予約権の取得の 事由及び取得の条件	<p>当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に 関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する 事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴 う新株予約権の交付 に関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年6月1日)  
(至 2022年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 別途積立金
2021年6月1日残高	1,094,684	—	—	—	—	—
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期末残高	1,094,684	—	—	—	—	—
事業年度変動額						
新株の発行	295,165	295,165	—	295,165	—	—
当期純損失	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度末の増減	—	—	—	—	—	—
事業年度変動額合計	295,165	295,165	—	295,165	—	—
2022年5月31日残高	1,389,850	295,165	—	295,165	—	—

(単位：千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計				
	繰越利益 剰余金					
2021 年6月1日残高	△209,684	△209,684	△47,242	837,757	217,125	1,054,882
会計方針の変更による累積的影響額	△39,190	△39,190	—	△39,190	—	△39,190
会計方針の変更を反映した当期末残高	△248,875	△248,875	△47,242	798,566	217,125	1,015,691
事業年度変動額						
新株の発行	—	—	—	590,331	—	590,331
当期純損失	△942,276	△942,276	—	△942,276	—	△942,276
株主資本以外の項目の事業年度末の増減	—	—	—	—	347,300	347,300
事業年度変動額合計	△942,276	△942,276	—	△351,945	347,300	△4,645
2022年5月31日残高	△1,191,151	△1,191,151	△47,242	446,621	564,425	1,011,046

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券の評価基準及び評価方法

投資有価証券及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

商 品……………移動平均法による原価法

#### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産以外）

定額法を採用しております。

ただし、工具、器具及び備品については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～8年

##### (2) 無形固定資産（リース資産以外）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年です。

#### 3. 重要な引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として計上しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、ゲーム事業及び動画配信関連事業の2事業を運営しております。

主となるゲーム事業における収益認識基準は、以下のとおりです。

### （ゲーム事業）

当社は、モバイルオンラインゲーム「ゴシックは魔法乙女～さっさと契約しなさい！～」を運営しております。顧客との契約における履行義務は、キャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持することであると判断しております。そのため、ユーザーがゲーム内通貨である「聖霊石」を消費して入手したキャラクター等の見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(収益の認識時点)

ゲーム事業において従来はアイテムに交換できるポイントを顧客が行使した時点で収益認識しておりましたが、顧客のアイテム交換後の見積り利用期間に基づいて収益認識する方法に変更しております。

(取引価格の配分)

従来アイテムに交換できる有償ポイントの購入に係る購入金額を、有償ポイントが消費された時点で収益認識しておりましたが、収益認識会計基準等の適用に伴い、有償ポイントと有償ポイントの購入時に付与される無償ポイントに取引価格を配分することとしました。これは、有償ポイントと無償ポイントが等価であるという判断によるものです。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用により、2022年5月期の期首残高については、契約負債は39,190千円増加し、利益剰余金は39,190千円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(ソフトウェア仮勘定の減損)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

ソフトウェア仮勘定

34,541千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
連結注記表（会計上の見積りに関する注記）の内容と同一であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

資金決済に関する法律に基づく発行保証金として、差入保証金11,561千円を供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 108,544千円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 53,486千円

関係会社に対する短期金銭債務 485千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,559千円

その他の営業費用 25,684千円

営業取引以外の取引による取引高 975千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	47,227株	一株	一株	47,227株

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

#### (繰延税金資産)

繰越欠損金	916,186千円
減損損失	159,200千円
貸倒引当金	1,115千円
その他	13,404千円
小計	1,089,906千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△916,186千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△173,720千円
評価性引当額小計	△1,089,906千円
繰延税金資産合計	—千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2022年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の 繰越欠損 金(a)	103,626	161,822	9,563	82,278	35,067	523,827	916,186
評価性引 当額	△103,626	△161,822	△9,563	△82,278	△35,067	△523,827	△916,186
繰延税金 資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  
当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

### (収益認識関係)

連結注記事項の(収益認識関係)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金(千円)	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	株式会社モッド	東京都目黒区	9,000	ソーシャルメディアエージェントシー	直接30%	資金の援助	金銭の貸付(注)	—	関係会社短期貸付金	50,000
							利息の受取	975	未収収益	2,088
役員 の 近親者 等が議 決権の 過半数 を所有 している 会社	株式会社でらゲー	東京都渋谷区	7,000	ソフトウェアの開発・運営	直接71.4%	役員兼務	増資の引受	590,200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 75円95銭  |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 168円87銭 |

算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

(単位：千円)

項目	当事業年度末 2022年5月31日
貸借対照表の純資産の部の合計額	1,011,046
普通株式に係る純資産額	446,621
差額の主な内容	
新株予約権	564,425
普通株式の発行済株式数(株)	5,928,000
普通株式の自己株式数(株)	47,227
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	5,880,773

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎

(単位：千円)

項目	当事業年度 自 2021年6月1日 至 2022年5月31日
損益計算書上の当期純損失	942,276
普通株式に係る当期純損失	942,276
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	—
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数(株)	5,579,810

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表の「(重要な後発事象に関する注記)」をご参照ください。